

政

令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年二月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第三項及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「当該特定事業者」の下に「法第二条第二項第一号から第三十七号まで及び第三十九号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。」を、「第七条第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 義偉
経済産業大臣 梶山 弘志

省

令

○厚生労働省令第三十五号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十八条第六項から第八項まで及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第十二条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令和三年度から令和五年度までの基準所得金額）	（平成三十年度から平成三十二年度までの基準所得金額）
第四百四十三条 令和三年度から令和五年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、百二十万円とする。	第四百四十三条 平成三十年度から平成三十二年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、百二十万円とする。

第四百四十三条の二 令和三年度から令和五年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、二百十万円とする。

第四百四十三条の三 令和三年度から令和五年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、三百二十万円とする。

第四百四十三条の二 平成三十年度から平成三十二年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、二百万円とする。

第四百四十三条の三 平成三十年度から平成三十二年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、三百万円とする。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令和三年度から令和五年度までの財政安定化基金拠出率）	（平成三十年度から平成三十二年度までの財政安定化基金拠出率）
第四条 令和三年度から令和五年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、十万分の三十六とする。	第四条 平成三十年度から平成三十二年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、十万分の四十二とする。

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

告

示

○個人情報保護委員会告示第二号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年二月十七日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

一 団体の名称及び住所

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

東京都千代田区神田駿河台一丁目二番地 書店会館 4階

認定を受けた日

令和三年一月二十六日

○政治資金適正化委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和三年二月十七日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号

氏名

五七五四 三、一、一三 浅野 有美

五七五五 三、一、一三 廣浦 信孝

五七五六 三、一、二二 山重美登士